

証券コード 9082
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都江東区猿江二丁目16番31号
大和自動車交通株式会社
代表取締役社長 大塚 一基

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.daiwaj.com/ir.html>

電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「大和自動車交通」または証券「コード」に「9082」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認くださいませ。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき2025年6月25日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号

東武ホテルレバント東京 3階「龍田」

（昨年と同じホテルですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。詳細は末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第118期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第118期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る制度改定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。従いまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費の復調や好調なインバウンド需要により回復基調でスタートしたものの、人手不足や物価高騰などの逆風が弱まらないことに加えて、米国の関税政策による世界経済の減速リスクなどの不透明感が依然として残っています。

このような経済環境のなか、当社グループにおいては、すべての人の健康と安全を最優先に、新型コロナウイルス感染症再拡大防止に最大限留意しながら、将来のモビリティのサービス化(MaaS)やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応していくため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」の最終年度を着実に推し進めてまいりました。

当連結会計年度の連結業績は、主要事業である旅客自動車運送事業部門において、2022年11月に実施しましたタクシー運賃の値上げが滞りなく受け入れられたことや乗務員不足の解消が進み車両稼働率が向上したことなどから、売上高は19,042百万円(前年同期比3.6%増)となりましたが、売上増加に連動した乗務員人件費の増加や高止まりしている採用活動経費などにより、営業損失は21百万円(前年同期は営業損失358百万円)、経常損失は4百万円(前年同期は経常損失332百万円)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益や十全交通株式会社(現 大和自動車交通府中株式会社)の取得にかかる負ののれん発生益を特別利益に計上したことなどから、132百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失453百万円)となりました。

なお、従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した連結会計年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当連結会計期間の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値で比較分析を行っております。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

① 旅客自動車運送事業部門

タクシー部門では、新型コロナウイルス感染症からの脱却が進みお客様における社会経済活動の正常化が進んだこと、2022年11月に行った運賃の値上げが定着したこと等により、売上高は11,083百万円(前年同期比4.9%増)となりました。また、当社グループの営業効率の改善と東京23区部西部の営業体制強化のため、大和自動車王子株式会社の事業を東京都北区の同一拠点にて事業活動を行っている大和自動車交通羽田株式会社に譲渡して新たに大和自動車交通王子株式会社とするとともに、譲渡元である大和自動車王子株式会社は大和自動車交通吉祥寺株式会社に商号変更したうえで東京都三鷹市に拠点を移動しました。新拠点は多様化するライフスタイルに合わせた働き方改革を進めるため、週末休業という新しい形態を採用し多様な人材による多様な働き方のモデルケースの営業拠点として乗務員を募集し、事業を開始して

おります。また、2024年12月には東京都府中市の十全交通株式会社（現 大和自動車交通府中株式会社）の全株式を取得し連結子会社化しました。

グループ全体としても日本型ライドシェア制度の発端ともなったタクシー不足への対応と当社グループが保有する車両の稼働率の向上による収益の向上を目指し、乗務員の採用活動に注力を続けております。お客様と接するフロントエンドであるタクシー車両については、飛沫感染防止ボード、低濃度オゾン発生器、空気清浄モニターの設置、車内除菌作業等による「ニューノーマルタクシー」化をこれまで通り進め、お客様に安心・安全・快適な車内空間の提供を心掛けております。また、車窓モビリティサイネージサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行やラッピングタクシー等により車両広告の拡販及びビジネスの推進を行っております。

昨今の業界の課題である日本型ライドシェアについても、タクシーアプリ「S.RIDE®」を用いたタクシー事業者による自家用車活用事業(ライドシェア)を4月より運用開始しております。こうした活動を通じてお客様のニーズに合うサービスの提供をより一層心掛け、誰からも選ばれるタクシーを目指してまいります。

ハイヤー部門では、2023年5月の新型コロナウイルス感染症5類移行ののち、企業を始めとするお客様の移動にかかる需要が定着しつつあることから、ハイヤーだけではなく福祉輸送部門においても安定した収益確保が可能な環境が整いつつあり、ハイヤー部門全体での売上高は2,831百万円（前年同期比3.6%増）となりました。一方で永年勤続乗務員への退職金や新規入社乗務員の研修費の増加、燃料単価上昇による経費増加等もあり厳しい経営状況が続いていますが、利益は黒字を着実に確保しております。こうした状況の中で、乗務員教育を一層充実させハイヤー乗務員としてのレベルの維持向上に努めるとともに、SDGs達成に向けてエコドライブの推進・実施による燃料消費量・温室効果ガス削減に取り組んでおります。

以上の結果、タクシー部門とハイヤー部門等の旅客自動車運送事業売上高は13,914百万円（前年同期比4.6%増）、営業損失は38百万円（前年同期は営業損失208百万円）となりました。旅客自動車運送事業の最重要課題である乗務員確保、高齢化社会の到来に伴い多様化する生活サポート・福祉関連ニーズの高まりに応えるため、大和グループの総力を挙げ、「安心・安全・おもてなし」の更なる向上に努めてまいります。

② 不動産事業部門

不動産事業部門では、前連結会計年度に新たに取得した京都府京都市下京区の居住用賃貸収益物件などを柱として収益力の向上を進めております。これまで同様テナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。

以上の結果、不動産事業の売上高は1,059百万円（前年同期比7.1%増）、営業利益は582百万円（前年同期比8.2%増）となりました。

③ 販売事業部門

自動車燃料販売部門では、新規得意先開拓等の顧客営業を強化、仕入コストの見直しや、代替商材の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいりました。しかしながら、依然として続く原油価格の上昇や自動車燃料の需要が減少する等、厳しい状況が続いております。

金属製品製造販売部門では、原材料価格の高騰を受け鋼材仕入価格が増加しております。また、新規住宅着工の減少に加えて防犯上の観点から主力商品の集合住宅用標準外階段が減少傾向にあることから、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開し安定的な収益基盤の確立と営業利益を確保しつつ、新たな販路開拓を進めております。

以上の結果、販売事業の売上高は2,037百万円（前年同期比1.8%減）、営業利益は119百万円（前年同期は営業損失26百万円）となりました。

④ サービス・メンテナンス事業部門

サービス・メンテナンス事業部門では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテルなどの清掃業務を主要事業としており、顧客との年間契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。従来からの取引先とは一部契約の縮小がありましたが、新規顧客開拓の営業活動により、利益確保に努めております。

以上の結果、サービス・メンテナンス事業の売上高は2,030百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益は29百万円（前年同期は営業損失13百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における主要な設備投資といたしましては、東京都府中市の建物及び土地を取得いたしました。なお、設備資金は自己資金及び借入によっております。

(3) 対処すべき課題

当社の中核事業である旅客運送事業を取り巻く環境は、モビリティのサービス化（MaaS）や自動運転分野の発展を背景に目まぐるしく変化しており、また、乗務員の不足感も強まってきております。このような状況のもと、引き続き経営基盤の強化や人材の確保に努めるとともに、新たなビジネスチャンスに積極的に対応し、中長期的な成長のための基盤を確立するべく、2025年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2027」を策定しております。

グループの総力を挙げて「安心・安全・おもてなし」と企業価値の更なる向上に取り組んでまいります。

(4) 財産及び損益の状況

連結

区 分	第115期 [2021.4~2022.3]	第116期 [2022.4~2023.3]	第117期 [2023.4~2024.3]	第118期 [2024.4~2025.3]
売上高	15,271百万円	17,795百万円	18,377百万円	19,042百万円
経常利益又は損失（△）	△27百万円	196百万円	△332百万円	△4百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は損失（△）	1,818百万円	177百万円	△453百万円	132百万円
1株当たり当期純利益 又は損失（△）	425円97銭	41円50銭	△103円56銭	29円60銭
総 資 産	30,159百万円	29,153百万円	30,196百万円	30,031百万円
純 資 産	9,296百万円	9,471百万円	9,240百万円	9,262百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した連結会計年度の期間費用として販売費及び一般管理費に計上していましたが、当連結会計期間の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、前連結会計年度（第117期）については、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第116期以前に係る累積的影響額については、第117期期首の純資産額に反映させております。

個別

区 分	第115期 [2021.4~2022.3]	第116期 [2022.4~2023.3]	第117期 [2023.4~2024.3]	第118期 [2024.4~2025.3]
売上高及び営業収益	1,468百万円	2,064百万円	2,237百万円	2,427百万円
経常利益又は損失（△）	△413百万円	△83百万円	△316百万円	△290百万円
当期純利益又は損失（△）	1,507百万円	△68百万円	△347百万円	△326百万円
1株当たり当期純利益 又は損失（△）	353円08銭	△15円93銭	△79円38銭	△73円17銭
総 資 産	25,948百万円	24,950百万円	26,106百万円	25,967百万円
純 資 産	8,210百万円	8,148百万円	7,920百万円	7,622百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に、役員報酬BIP信託が保有する当社株式を含めております。
2. 従来、資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の期間費用として販売費及び一般管理費に

計上しておりましたが、当事業年度の期首より、個々の資産の取得原価に算入する方法に変更したため、前事業年度（第117期）については、当会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第116期以前に係る累積的影響額については、第117期期首の純資産額に反映させております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
大 和 物 産 株 式 会 社	30百万円	100.0%	自動車用燃料等販売事業
大 和 自 動 車 株 式 会 社	54	100.0	タクシー事業
大 和 工 機 株 式 会 社	45	100.0	金属製品製造事業
大和自動車交通吉祥寺株式会社	10	100.0	タクシー事業
株 式 会 社 ス リ ー デ ィ	30	100.0	不動産事業
大 和 交 通 保 谷 株 式 会 社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通王子株式会社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通江東株式会社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通立川株式会社	10	100.0	タクシー事業
大和自動車交通ハイヤー株式会社	10	100.0	ハイヤー事業
大和自動車交通北千住株式会社	10	100.0	タクシー事業
株式会社トータルメンテナンスジャパン	20	100.0	サービス・メンテナンス事業
十 全 交 通 株 式 会 社	10	100.0	タクシー事業
日本自動車メーター株式会社	20	87.9	自動車用品販売・修理

(注) 2025年4月1日付で、十全交通株式会社は大和自動車交通府中株式会社に商号変更いたしました。

- ③ その他
2024年12月2日付で十全交通株式会社の株式を取得し、子会社といたしました。

(6) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

- ①旅客自動車運送事業：ハイヤー事業、タクシー事業
- ②不動産事業：不動産売買・賃貸・仲介事業
- ③販売事業：燃料販売、資材販売、金属製品販売事業
- ④サービス・メンテナンス事業：清掃・メンテナンス事業

(7) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

(a) 当社/賃貸ビル

ビ ル 名	所 在 地	ビ ル 名	所 在 地
Daiwa Terrace 日本橋	東京都中央区	D a i w a A N N E X S U M I Y O S H I	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座Ⅰ	東京都中央区	Daiwa Grace Mansion 大 島 Ⅰ	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座Ⅱ	東京都中央区	Daiwa Grace Mansion 大 島 Ⅱ	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座Ⅲ	東京都中央区	D a i w a プレイス木場	東京都江東区
Daiwaプレイス銀座Ⅳ	東京都中央区	Daiwa Terrace 弥生町	東京都板橋区
Daiwaプレイス東神田Ⅰ	東京都千代田区	Daiwa Terrace 府中	東京都府中市
Daiwaプレイス東神田Ⅱ	東京都千代田区	Daiwa Terrace 浦安	千葉県浦安市
D a i w a プレイス目白	東京都豊島区	D a i w a A N N E X K I T A S E N J Y U	東京都足立区
大 和 王 子 ビ ル	東京都北区	Daiwa Grace Maison 京 都 西 七 条	京都府京都市

(b) 子会社

事 業 の 種 類 別 セグメントの名称	子 会 社 名	所 在 地
旅客自動車運送事業	大 和 自 動 車 株 式 会 社	東京都江東区
	大和自動車交通吉祥寺株式会社	東京都三鷹市
	大和交通保谷株式会社	東京都西東京市
	大和自動車交通王子株式会社	東京都北区
	大和自動車交通江東株式会社	東京都江東区
	大和自動車交通立川株式会社	東京都立川市
	大和自動車交通ハイヤー株式会社	東京都中央区
	大和自動車交通北千住株式会社	東京都足立区
	十全交通株式会社	東京都府中市
不 動 産 事 業	株 式 会 社 ス リ ー デ ィ	東京都中央区
販 売 事 業	大 和 物 産 株 式 会 社	東京都江東区
	大 和 工 機 株 式 会 社	山梨県笛吹市
	日 本 自 動 車 メ ー タ ー 株 式 会 社	東京都江東区
サービス・メンテナンス事業	株式会社トータルメンテナンスジャパン	東京都江東区

(注) 2025年4月1日付で、十全交通株式会社は大和自動車交通府中株式会社に商号変更いたしました。

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
旅客自動車運送事業	1,726名	24名
不動産事業	38名	1名
販売事業	109名	△4名
サービス・メンテナンス事業	562名	17名
全社(共通)	89名	△20名
合計	2,524名	18名

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
109名	△23名	47.6歳	16.0年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,034百万円
株式会社みずほ銀行	2,779百万円
株式会社商工組合中央金庫	1,146百万円
株式会社三菱UFJ銀行	875百万円
株式会社日本政策金融公庫	861百万円
株式会社りそな銀行	633百万円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,250,000株
- ③ 株主数 1,366名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
新倉文明	423千株	9.36%
東都自動車株式会社	379千株	8.38%
太陽生命保険株式会社	375千株	8.28%
吉田満	266千株	5.87%
第一生命保険株式会社	261千株	5.76%
宮園自動車株式会社	195千株	4.31%
大和自動車交通社員持株会	161千株	3.57%
安田一	150千株	3.31%
新倉眞由美	140千株	3.10%
株式会社三井住友銀行	130千株	2.87%

(注) 持株比率は自己株式 (721千株) を控除して計算しております。なお、役員報酬B I P 信託が保有する当社株式 (75千株) は、自己株式に含めず計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役 (社外取締役を除く)	当社普通株式 41,820株	4名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(4) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	大 塚 一 基	最高業務執行責任者 営業企画、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当 大和物産株式会社 代表取締役社長 日本自動車メーター株式会社 代表取締役社長 株式会社スリーディ 代表取締役社長 大和工機株式会社 代表取締役社長
常 務 取 締 役	岩 崎 孝 雄	常務執行役員総務部長兼採用企画部長
常 務 取 締 役	松 本 敬 之	常務執行役員関連事業部長
取 締 役	新 倉 眞 由 美	
取 締 役	和 田 彩 輝	株式会社モーション 事業戦略本部 執行役部長
取 締 役	田 中 明 夫	
取 締 役	石 山 智 久	太陽生命保険株式会社 取締役常務執行役員 公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長
常 勤 監 査 役	加 藤 雄 二 郎	
監 査 役	田 村 吉 央	弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員 株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役（監査等 委員）
監 査 役	大 竹 栄	公益財団法人東京都教育支援機構 監事 一般財団法人あんしん財団 理事

- (注) 1. 専務取締役 齋藤康典氏、取締役 田村泰朗氏、監査役 小林幸雄氏及び鐵義正氏は2024年6月27日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 取締役 和田彩輝氏、石山智久氏及び監査役 大竹栄氏は2024年6月27日開催の第117期定時株主総会において選任され、就任いたしました。
3. 取締役 田中明夫及び石山智久の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 加藤雄二郎氏は当社において取締役経理部長を務めた経歴を持ち、経営及び財務・会計に関する相当程度の知見・経験を有しています。
5. 監査役 田村吉央及び大竹栄の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役 田村吉央氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しています。
7. 監査役 大竹栄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
8. 取締役 田中明夫及び石山智久の両氏、監査役 田村吉央及び大竹栄の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 新倉眞由美氏、和田彩輝氏、田中明夫氏、石山智久氏及び監査役 田村吉央氏、大竹栄氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬 (役員報酬B I P 信託)	非金銭報酬等 (譲渡制限付 株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	68 (4)	45 (4)	7 (-)	0 (-)	14 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13 (4)	13 (4)	- (-)	- (-)	- (-)	5 (3)

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(注2) 業績連動報酬（金銭報酬）は、取締役に対して支給している賞与であり、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、達成度を客観的に測定できるという理由から、中期経営計画の売上高及び経常利益等を業績指標とし、各事業年度の達成度及び、役位、在任年数、社員への賞与支払等の金額を総合的に勘案して決定しております。

(注3) 業績連動報酬（役員報酬B I P 信託）は、取締役に対して支給している株式報酬であり、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めるため、客観的に評価測定できるという理由から経常利益を業績指標とし、各事業年度の業績目標の達成度及び役位に応じて一定のポイントを付与し、退任時に役員報酬としてポイントの累積値に相当する当社普通株式を交付しております。

(注4) 非金銭報酬等は、取締役に対して支給している譲渡制限付株式報酬であり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的としております。譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を定時株主総会終了後に報酬として支給し、当社を取り巻く経営環境及び役位に応じて総合的に算出する金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式の発行または処分を受けます。譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付の日から当社の取締役その他取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間としております。

(注5) 業績連動報酬に係る各指標の目標及び実績は以下のとおりです。

	2023年度		2024年度	
	目 標	実 績	目 標	実 績
売上高	18,200百万円	18,377百万円	19,020百万円	19,042百万円
経常利益	250百万円	△440百万円	20百万円	△4百万円

④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

1. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は8名（うち社外取締役は1名）です。
2. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第88期定時株主総会において年額21.6百万円以内と決議いただいております。なお、当該決議時の監査役は3名（うち社外監査役は1名）です。
3. 取締役の業績連動報酬（役員報酬B I P 信託）は、2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において3事業年度を対象として合計200百万円（取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は110,000ポイント（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合により、1ポイントあたり0.5株となるように調整しております。））と決議いただいております。なお、当該決議時の取締役は9名（うち社外取締役は2名）です。
4. 取締役の譲渡制限付株式報酬は、2020年6月26日開催の第113期定時株主総会において年額50百万円以内と決議をいただいております。なお、当該決議時の取締役は7名（うち社外取締役は2名）です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、社外取締役全員と代表取締役社長で構成する任意の指名・報酬諮問委員会に対して、当社の取締役の報酬等の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、2021年2月26日の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

・決定方針の内容の概要

当社の取締役の個人別の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しますが、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

・取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会として、その答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額等については、2024年6月26日開催の取締役会において代表取締役社長大塚一基氏（最高業務執行責任者 営業企画、ハイヤー事業、タクシー事業、安全管理担当）に

個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責を評価し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであり、独立社外役員も構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

⑦ 社外役員に関する事項

取締役 田中 明夫

ア、重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

取締役 石山 智久

ア、重要な兼職先と当社との関係

太陽生命保険株式会社 取締役常務執行役員

公益財団法人太陽生命厚生財団 理事長

太陽生命保険株式会社は、当社株式375千株（持株比率8.28%）を保有する大株主です。また同社と当社は、保険等の取引関係があります。

公益財団法人太陽生命厚生財団と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

社外取締役就任後に開催した取締役会は10回中9回出席し、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事などを審議する指名・報酬諮問委員会の委員の立場から、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督にも努めております。

監査役 田村 吉央

ア、重要な兼職先と当社との関係

弁護士法人ノーサイド法律事務所 代表社員

株式会社大戸屋ホールディングス 社外取締役（監査等委員）

弁護士法人ノーサイド法律事務所と当社は、特別の関係はありません。

株式会社大戸屋ホールディングスと当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

取締役会は13回中13回出席、監査役会は14回中14回出席、弁護士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

監査役 大竹 栄

ア、重要な兼職先と当社との関係

公益財団法人東京都教育支援機構 監事

一般財団法人あんしん財団 理事

公益財団法人東京都教育支援機構と当社は、特別の関係はありません。

一般財団法人あんしん財団と当社は、特別の関係はありません。

イ、主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ、当事業年度における主な活動状況

社外監査役就任後に開催した取締役会は10回中9回出席、監査役会は10回中10回出席、公認会計士の資格を持ち、業務執行の経営陣から独立した客観的視点より、出席した取締役会、監査役会の審議に関して、適宜、質問・発言を行っております。

⑧ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

(5) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	45百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 企業行動憲章並びに企業行動基準を制定し、役職員の業務の遂行に係る法令遵守体制を整備するとともに、企業倫理の確立を図る。
 - (2) 法令遵守基本規程を制定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、役職員に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に実施し、周知徹底に努め、役職員における法令・定款等の違反行為に対しては、規程に基づき厳正に処分する。
 - (3) 法令・定款違反等を未然に防止する体制として、社外の弁護士による内部通報窓口を設置し、実効性のある内部通報体制を整備する。
 - (4) 法令・定款違反等の行為が発見された場合には、取締役会において状況を把握するとともに、外部専門家と協力しながら適正に対応する。
 - (5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、すべての役職員は毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社的に努める。
 - (6) 取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない独立社外取締役を選任する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書管理規程に基づき議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係わる情報を適切に作成、保存し、管理する。
 - (2) 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて規定された期間とする。
 - (3) 取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。
 - (2) 役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (1) 執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化する。
 - (2) 職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等を制定し、業務を効率的に遂行する。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」、「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」及び「取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制」の記載事項について、グループとしての管理体制を構築、整備及び運用する。
 - (2) グループ各社は、事業部門ごとに連携し、当社と情報共有を図る。
 - (3) 当社内部監査については、当社グループ各社に対して定期的実施する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な員数及び求められる資質について、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる人員を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令下で業務を行い、監査役以外からの指揮命令は受けない。
 - (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・人事異動、人事評価及び懲戒等については、監査役の意見を尊重する。
- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設ける。
 - (2) 内部監査部門は、監査役と定期的に内部監査結果について協議及び意見交換するなどし、情報交換及び緊密な連携を図る。
 - (3) 監査役の職務を補助すべき使用人の業務が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。
- ⑩ 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制
 - (1) 子会社の取締役及び使用人は、著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報

告を求められた事項について速やかに子会社の監査役に報告するとともに、当社の子会社担当部署に報告する。

- (2) 当社の子会社担当部署は、子会社の取締役及び使用人から著しい損害を及ぼす虞や事実の発生、法令違反等の不正行為や重大な不当行為、法令及び規程に定められた事項のほか、子会社の監査役から報告を求められた事項について報告を受けた場合には、速やかに監査役及び監査役会にその内容を報告する。

- ⑪ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、報告をした者の人事異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。

- ⑫ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

- ⑬ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
- (2) 監査役は、監査の実施に当たり必要と認める場合には、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- (1) 取締役の職務執行

当社は、当事業年度において取締役会を13回開催し、経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項の決定を行っております。

- (2) 監査役の職務執行

監査役は、当該事業年度において監査役会を14回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定の有無について監査を行っております。

- (3) 内部監査の実施

計画に基づき、当社並びにグループ会社の内部監査を実施しております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、下記の通り、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

なお、当社は本プランの継続につき、2023年6月29日開催の第116期定時株主総会に議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができました。

「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、経営の基本方針としては、大和の「和」の精神に基づき、顧客満足（CS）を第一とし、事業の効率化と原価意識を徹底することにより、経営基盤を確立し全従業員の物心両面の幸福を実現するとともに、社会発展に貢献する、としております。

旅客自動車運送事業におきましては、将来のモビリティのサービス化（MaaS）やAIの活用、自動運転分野の更なる発展による事業構造の大きな変化の流れに対応して行くため、2022年度を初年度とする3ヶ年中期経営計画「中期経営計画2024」を着実に推し進めてまいりました。ハイヤー部門及び福祉輸送部門は、2023年5月の新型コロナウイルス感染症5類移行ののち、企業をはじめとするお客様の移動にかかる需要が定着しつつあることから、安定した収益確保が可能な環境が整いつつあります。タクシー部門は、事前確定運賃サービスを兼ね備えた配車アプリ「S.RIDE®」の提供や、交通系IC等の各種電子マネーによる決済サービスを行い、一人でも多くのお客様の利便性に応えるべく対応を進めてまいりました。また、車窓モビリティサイネージサービス「Canvas」に対応したタクシーの運行やラッピングタクシー等により車両広告の拡販及びビジネスの推進を行っております。更に、先進車両導入の推進や飛沫感染防止や車内除菌等を徹底しニューノーマルタクシー化をこれまでどおり進め、お客様に安心・安全・快適な車内空間の提供を心掛けております。疲労の見える化による効率的な勤務管理、効果的な運転指導、安全運転サポート機能など運行管理の高度化に取り組むことで、お客様をあずかる乗務員の安全運転のさらなる向上、交通事故の削減を目指してまいります。

不動産事業部門では、京都府京都市下京区の居住用賃貸収益物件などを柱として収益力の向上を進めております。これまで同様、テナントの要望に沿った施設の改善に努めるとともに、大手仲介不動産会社や各物件所在地元不動産会社と継続して積極的な情報交換を実施し、事業収益の増強に取り組んでおります。

販売事業部門では、社内経費の節減に努めるとともに、自動車燃料販売部門におきまして、新規得意先開拓等の顧客営業を強化、仕入れコストの見直しや、代替商材の販売を行うことで営業利益の確保に努めてまいりました。金属製品製造販売部門では、高利益率の見込める特注階段等の受注生産を積極的に展開し安定的な収益基盤の確立と営業利益を確保しつつ、新たな販路開拓を進めております。

サービス・メンテナンス事業では、ゴルフ場クラブハウスの清掃・設備管理をメインとした総合管理業務及び商業施設並びにホテル等のアメニティ管理を含む清掃業務を主要事業としており、顧客との安定的な契約に基づき、ゲストの皆様にご満足いただけるための安全で清潔な最適環境作りを提供しております。

以上の諸施策を実施するとともに、環境に配慮した「グリーン経営」を継続し、「環境にやさしい企業」を目指してさらなる安定した景気変動に影響されない経営管理体制を確立していくことで、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益の向上を図ってまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会による戦略指導や経営の監視、監査役会による取締役の監査を中枢に置いたコーポレート・ガバナンスの体制を敷いております。

当社では、取締役会を社外取締役2名を含む取締役7名で構成し、取締役会が経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。

また、取締役会において決定した業務執行を迅速かつ効率的に実行するために、執行役員制度を導入し、毎週一度開催される部長会において稟議書等の事前チェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告しております。常務会は、業務執行上の重要案件の統制及び監視を行っております。経営委員会は毎週一度開催され各部門からの報告に基づいて情報を共有し、各事業の進捗状況の確認、業務に関する意思決定、リスクの認識及び対策についての検討を行い、事業活動に反映しております。

さらに、監査役は、取締役会へ出席し、業務及び財産の状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査するとともに、監査役会は内部監査担当者及び監査法人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の有効性・効率性を高めております。

3. 本プランの概要と目的

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

当社取締役会は、本プランの概要と目的について、合理的かつ妥当な内容であって、基本方針に沿っており、したがって当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

なお、本プランは当社ウェブサイト（アドレス<https://www.daiwaj.com/>）に掲載しております。

以 上

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

≪資産の部≫		≪負債の部≫	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,742	流動負債	12,782
現金及び預金	5,165	支払手形及び買掛金	507
信託預金	699	短期借入金	4,498
受取手形、売掛金及び契約資産	1,729	1年内返済予定の長期借入金	5,335
商品及び製品	77	リース債務	321
仕掛品	36	未払金	21
原材料及び貯蔵品	68	未払費用	979
前払金	97	未払法人税等	202
前払費用	288	未払消費税等	392
その他	602	前受金	33
貸倒引当金	△21	賞与引当金	143
固定資産	21,288	その他	345
有形固定資産	19,363	固定負債	7,987
建物及び構築物	6,174	長期借入金	3,682
機械器具及び什器備品	179	リース債務	862
車両運搬具	376	長期預り金	449
土地	11,529	繰延税金負債	1,845
リース資産	1,044	退職給付に係る負債	834
建設仮勘定	59	資産除去債務	276
無形固定資産	49	株式報酬引当金	23
ソフトウェア	32	その他	13
その他	16	負債合計	20,769
投資その他の資産	1,875	≪純資産の部≫	
投資有価証券	1,114	株主資本	8,974
長期貸付金	260	資本金	525
長期前払費用	62	資本剰余金	10
繰延税金資産	121	利益剰余金	9,230
その他	474	自己株式	△792
貸倒引当金	△157	その他の包括利益累計額	241
[資産合計]	30,031	その他有価証券評価差額金	294
		退職給付に係る調整累計額	△52
		非支配株主持分	46
		純資産合計	9,262
		[負債・純資産合計]	30,031

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上	上	原	高					19,042
売	上	総	価					17,301
販	費	一	利					1,741
営	業	般	費					1,762
		損	失	(△)				△21
	受	取	利			息	4	
	受	取	配	当		金	27	
	保	険	配	当		金	41	
	受	取	家			賃	32	
	補	助	金	収		入	65	
	そ		の			他	74	247
営	業	外	費	用				
	支	払	利			息	197	
	支	払	手	数		料	16	
	そ		の			他	17	230
経	常	損	失	(△)				△4
特	別	利	益					
	固	定	資	産	売	却	91	
	負	の	の	れ	ん	発	128	
	投	資	有	価	証	券	182	401
特	別	損	失					
	固	定	資	産	除	却	40	
	減	損		損			34	
	支	払	補		償	費	33	
	そ		の			他	1	109
税	金	等	調	整	前	当		287
法	人	税	、	住	民	税	248	
法	人	税	等	調	整	額	△93	155
当	期	純	利	益				132
非	支	配	株	主	に	帰		0
親	会	社	株	主	に	帰		132

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	525	10	9,067	△854	8,749
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	－	－	88	－	88
遡 及 処 理 後 当連結会計年度期首残高	525	10	9,156	△854	8,838
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△36	－	△36
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	132	－	132
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△37	△37
自 己 株 式 の 処 分	－	－	△21	99	77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	74	61	135
当 期 末 残 高	525	10	9,230	△792	8,974

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 分 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	389	△1	△32	355	46	9,151
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	－	－	－	－	－	88
遡 及 処 理 後 当連結会計年度期首残高	389	△1	△32	355	46	9,240
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△36
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	132
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△37
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	77
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△94	1	△20	△114	0	△114
当 期 変 動 額 合 計	△94	1	△20	△114	0	21
当 期 末 残 高	294	－	△52	241	46	9,262

(2025年3月31日現在)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監查報告

株主総会参考書類

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

[illegible]

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 剩 余 本 金	利 益 剩 余 金						自己株式	株 主 資 本 合 計	
			資 準 備 本 金	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剩 余 金						
					退 積 立 金	職 員 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 繰 越 利 益 剩 余 金			
当 期 首 残 高	525	2	131	197	3,615	1,146	2,972	△854	7,736		
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	—	88	—	88		
遡及処理後当期首残高	525	2	131	197	3,615	1,146	3,061	△854	7,825		
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△36	—	△36		
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	—	△37	△37		
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	—	—	△21	99	77		
当 期 純 損 失 (△)	—	—	—	—	—	—	△326	—	△326		
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△188	—	188	—	—		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△188	—	△196	61	△322		
当 期 末 残 高	525	2	131	197	3,427	1,146	2,865	△792	7,502		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	96	△1	95	7,831
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額	-	-	-	88
遡及処理後当期首残高	96	△1	95	7,920
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	△36
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	△37
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	77
当期純損失 (△)	-	-	-	△326
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	23	1	24	24
当 期 変 動 額 合 計	23	1	24	△297
当 期 末 残 高	119	-	119	7,622

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 板谷 秀穂

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉岡 昌樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和自動車交通株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は資産に係る控除対象外消費税等を発生年度の期間費用に計上する方法から個々の資産の取得原価に算入する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業の前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月27日

大和自動車交通株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 板谷 秀穂

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉岡 昌樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大和自動車交通株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は資産に係る控除対象外消費税等を発生年度の期間費用に計上する方法から個々の資産の取得原価に算入する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月27日

大和自動車交通株式会社 監査役会
常勤監査役 加藤 雄 二 郎
監 査 役 田 村 吉 央
監 査 役 大 竹 栄

(注) 監査役田村吉央、大竹 栄の両氏は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第118期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、18,115,852円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役岩崎孝雄氏、松本敬之氏、田中明夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	いわざき たか お 岩崎 孝雄 (1963年12月16日生)	1986年 3 月 当社入社 2003年 2 月 当社日本橋営業所所長 2009年11月 当社大手町ビル営業所所長 2010年 7 月 当社タクシー課課長 2011年 7 月 当社タクシー部次長 2014年 4 月 当社タクシー事業統括部部長 2017年 4 月 当社執行役員タクシー事業統括部部長 2023年 4 月 当社執行役員総務部部長兼採用企画部長 2023年 6 月 当社取締役執行役員総務部長兼採用企画部長 2024年 6 月 当社常務取締役常務執行役員総務部長兼採用企画部長（現任） （現在に至る）	14,200株
2	まつもと たかゆき 松本 敬之 (1965年10月15日生)	1988年 4 月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2020年 7 月 当社入社 2021年 8 月 当社執行役員関連事業部長 2023年 6 月 当社取締役執行役員関連事業部長 2024年 6 月 当社常務取締役常務執行役員関連事業部長（現任） （現在に至る）	13,100株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	※ 宮内 敏光 (1961年11月25日生)	1984年 4 月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式 会社）入社 2004年 4 月 同社 大阪中央支社長 2006年 4 月 同社 湘南支社長 2009年 4 月 同社 熊本支社長 2010年 4 月 第一生命保険株式会社 熊本支社長 2012年 4 月 同社 教育部長 2015年 4 月 同社 東四国支社長 2017年 4 月 同社 支配人 東四国支社長 2019年 4 月 同社 執行役員 東四国支社長 2020年 4 月 同社 執行役員 名古屋総合支社長 2022年 4 月 株式会社第一生命経済研究所 代表取締役副 社長 (現在に至る)	0株

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者岩崎孝雄氏は、当社においてハイヤー・タクシー部門を中心に豊富な経験を有しており、現在は常務執行役員総務部長兼採用企画部長を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
4. 候補者松本敬之氏は、金融機関勤務の経験から、財務・金融面等に関する相当な知見を有しており、当社においては常務執行役員関連事業部長を務め、経営に関しても豊富な経験・知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者宮内敏光氏は、社外取締役候補者であります。なお、宮内敏光氏が就任された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
6. 宮内敏光氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、企業経営等の豊富な知識・経験等を当社の経営に活かし、当社の経営全般に対する監督及びチェック機能を発揮していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されることから、社外取締役候補者としました。
7. 宮内敏光氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 宮内敏光氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。

9. 宮内敏光氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
10. 宮内敏光氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
11. 宮内敏光氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
12. 宮内敏光氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
13. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

【ご参考】

各取締役候補者及び各取締役のスキル・マトリックス（知識・経験・能力等一覧）

氏名	企業経営 経営戦略	ハイタク 業界知見	国際性 海外知見	財務戦略 会計	ICT DX	人材開発 ダイバーシティ 社会性向上	ガバナンス リスク管理
岩崎 孝雄	○	○				○	○
松本 敬之	○		○	○		○	○
宮内 敏光	○			○		○	○
大塚 一基	○	○		○	○	○	○
新倉眞由美		○	○			○	
和田 彩輝			○		○	○	
石山 智久	○			○		○	○

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
さ の こういち 佐野 康一 (1965年11月7日生)	1988年 9 月 港監査法人（後のKPMGセンチュリー監査法人）入所	0株
	1992年 9 月 中央新光監査法人（後の中央青山監査法人）入所	
	2006年 7 月 中央青山監査法人 パートナー	
	2008年 8 月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所	
	2008年 8 月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人） パートナー	
	2023年 9 月 EY新日本有限責任監査法人退職	
	2023年10月 公認会計士事務所開設	
	2024年 4 月 SBペイメントサービス株式会社 監査役（現任）	
	（現在に至る）	

- (注) 1. 候補者佐野康一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐野康一氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、佐野康一氏が監査役に就任された場合、当社は佐野康一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 佐野康一氏につきましては、同氏が公認会計士としてこれまで培ってきました財務及び会計に関する知識・見識を当社監査体制の強化に活かして頂きたいため補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 佐野康一氏は、監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として会社財務・法務に精通されており、会社経営を統括する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 佐野康一氏は当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 佐野康一氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
7. 佐野康一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
8. 佐野康一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、ま

た過去2年間に受けていたこともありません。

9. 佐野康一氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 佐野康一氏が就任された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、責任限定契約を締結する予定であります。
11. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしています。佐野康一氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。なお、当該保険契約の概要等は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員の状況 ⑧役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬に係る制度改定の件

当社の取締役報酬等の額は、2015年6月26日開催の第108期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいております（以下「現行金銭報酬制度」といいます。）。また、当社は、当該報酬枠とは別枠にて、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、①2016年6月29日開催の第109期定時株主総会において、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（役員報酬BIP信託制度。以下「業績連動型株式報酬制度」といいます。）に係る報酬について、3事業年度を対象として合計200百万円（取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限は110,000ポイント（2017年10月1日を効力発生日とする株式併合により、1ポイントあたり0.5株となるように調整しております。））とご承認いただき、かつ、②2020年6月26日開催の第113期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「現行譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）に係る報酬について、譲渡制限付株式を交付するための報酬として、年50百万円以内（譲渡制限付株式報酬制度に基づいて発行又は処分される株式数は年30千株以内）とご承認いただいて、今日に至っております。

当社は、以下のとおり、当社の社外取締役に對しても譲渡制限付株式報酬制度を導入するとともに、対象となる当社の取締役に對して、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づき交付された株式について生じる納税資金確保のための金銭報酬を支給すべく、現行譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、新たな株式報酬として、業績連動型株式報酬制度に加えて、新たな譲渡制限付株式報酬制度（下記Ⅰ）及び株価連動型金銭報酬制度（下記Ⅱ）（以下、併せて「新制度」といいます。）を導入することといたしたく存じます。

Ⅰ 当社の取締役（社外取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入について

当社は、社外取締役を含む当社の取締役に對して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行金銭報酬制度とは別枠で、当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認いただきたく存じます。

対象取締役は、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的に照らして相当と考えられる金額として、年100百万円以内（うち社外取締役分は年10百万円以内）といたします。また、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、現行譲渡制限付株式報酬制度と同様、年間30千株以内（うち社外取締役分は年間3千株以内）といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。なお、当該発行又は処分の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場

合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、本Ⅰの新譲渡制限付株式報酬制度の対象取締役5名(うち社外取締役は2名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は5名(うち社外取締役は2名)となります。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたしますが(以下「本割当契約」といいます。)、その概要は、現行譲渡制限付株式報酬制度の内容と同様、以下のとおりです。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」という。)について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡、担保権の決定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。))。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

- (8) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

Ⅱ 当社の取締役に対する株価連動型金銭報酬制度の導入について

当社の譲渡制限付株式報酬制度（上記Ⅰによる改定後の制度。以下「新譲渡制限付株式報酬制度」といいます。）は、対象取締役に対して、当社の取締役その他当社の定める地位を退任する日までの間の譲渡制限を付すことで、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。また、業績連動型株式報酬制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対して、取締役報酬と当社の株式価値との連動制をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。この度、現行金銭報酬制度の枠内にて、当社から、株式報酬制度としての運用性を高め、株式価値増大への貢献意欲を促進させること目的として、株式報酬に係る納税資金確保のための金銭報酬を支給することにつき、株主の皆様にご承認いただきたく存じます（なお、新譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度とは別枠での支給となります。本Ⅱの金銭報酬制度を、以下「株価連動型金銭報酬制度」といいます。）。

株価連動型金銭報酬制度は、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的な算定方法を決議する議案として付議するものであり、本議案において、社外取締役でない取締役（新譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度の対象者）についても、また社外取締役（新譲渡制限付株式報酬制度の対象者）についても、いずれも不確定額の報酬のうち最も高額となる計算式を決議し、その枠内での運用を取締役に委任することになります。なお、新譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限の解除、又は業績連動型株式報酬制度における株式の交付が生じない場合には、それに対応する分の株価連動型金銭報酬制度における金銭の支給は行われません。各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については、本株主総会決議により委任を受けた取締役会において決定することといたします。

本Ⅱの株価連動型金銭報酬制度の対象取締役は7名（うち社外取締役2名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は引き続き7名（うち社外取締役2名）となります。

【株価連動型金銭報酬制度の概要】

株価連動型金銭報酬制度の概要は、以下のとおりです。

- (1) 当社の事業年度中の四半期毎に、以下に定める計算方法に従い、株価連動型金銭報酬制度に基づき支給される金額に相当する金銭ポイントが対象となる取締役に付与される。
- (2) 具体的な計算方法は、以下のとおりとする。

〔① 新譲渡制限付株式報酬制度に基づく交付株式数に対応する金銭ポイント〕（注1・6）

$$\frac{\text{一年間に交付される譲渡制限付株式の数（注2）} \times 20\%}{4} \times \text{当社各四半期末日の当社株式終値（注2・3・4）} \times \text{在任期間比率（注5）}$$

- 注1 本計算において、1未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 注2 譲渡制限付株式の交付日を含む四半期を初回とする一年間及びその各四半期とする。
- 注3 各四半期の末日において東京証券取引所において取引が成立していない場合は、それに先立つ直近の取引日における東京証券取引所における当社株式の終値とする。
- 注4 各四半期末日が到来する前に、新譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限の解除が生じた場合には、譲渡制限の解除による対象となる取締役の所得金額の算定のために参照される当社株式終値とする。
- 注5 各四半期末日が到来する前に、新譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限の解除が生じた場合には、当該四半期の開始日を含む月から当該譲渡制限解除の日を含む月までの月数を3で除した数を、当該四半期における在任期間比率として計算する。
- 注6 譲渡制限付株式が無償取得される場合には、当社の決定により、当該無償取得分に対応する額を控除する。

〔② 業績連動型株式報酬制度に基づく付与ポイントに対応する金銭ポイント〕（注7）

$$\text{当該事業年度の各四半期において業績連動型株式報酬制度に係る費用として計上した額のうち対象取締役分の額（注8）} \times 20\%$$

- 注7 本計算において、1未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 注8 決算期末の業績確定、業績連動型株式報酬制度に基づく株式の不交付等により当該費用につき戻入れが生じる場合は、当社の決定により、当該戻入分相当額を控除する。
- (3) 対象取締役が、新譲渡制限付株式報酬制度又は業績連動型株式報酬制度においてそれぞれ定める地位を退任し又は退職した日、その他の譲渡制限解除日、受益権の確定日又は当社が定める日から一定期間内に、上記(2)の計算に基づき付与された金銭ポイントに相当する額の金銭を支給する。
- (4) その他株価連動型金銭報酬制度の詳細は、取締役会で定める。

【新制度による報酬を支給することが相当である理由】

当社の新制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、また、株価連動型金銭報酬制度により、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度に基づき交付される当社株式を売却することなく納税資金が確保されることから、株式報酬制度としての運用性が高まり、株価増大への貢献意欲が促進されるとともに、当社株式の市場流動性等の事情に鑑みて、対象取締役が納税資金の確保等のために当社株式を市場売却すること等による、当社株式の株価への影響を抑止する効果も期待できます。

また、当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告「2. 会社の現況（4）会社役員 の状況 ⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります が、本議案をご承認いただいた場合には、本議案の内容を踏まえて当該方針を改定することを予定して おります。

さらに、社外取締役に關しては、上記の各理由に加えて、業績非連動型としての譲渡制限付株式が 付与され、かつ、その納税資金としての株価連動型金銭報酬が支給されるものであるため、社外取締 役としての独立性及び監督機能を損なうことなく、当社の企業価値の持続的な向上を図る適切なイン センティブが付与されることとなります。

本議案の内容については、委員の過半数を独立社外取締役に構成する当社の指名・報酬諮問委員会 から、相当である旨の答申を得ております。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

以 上

メ モ

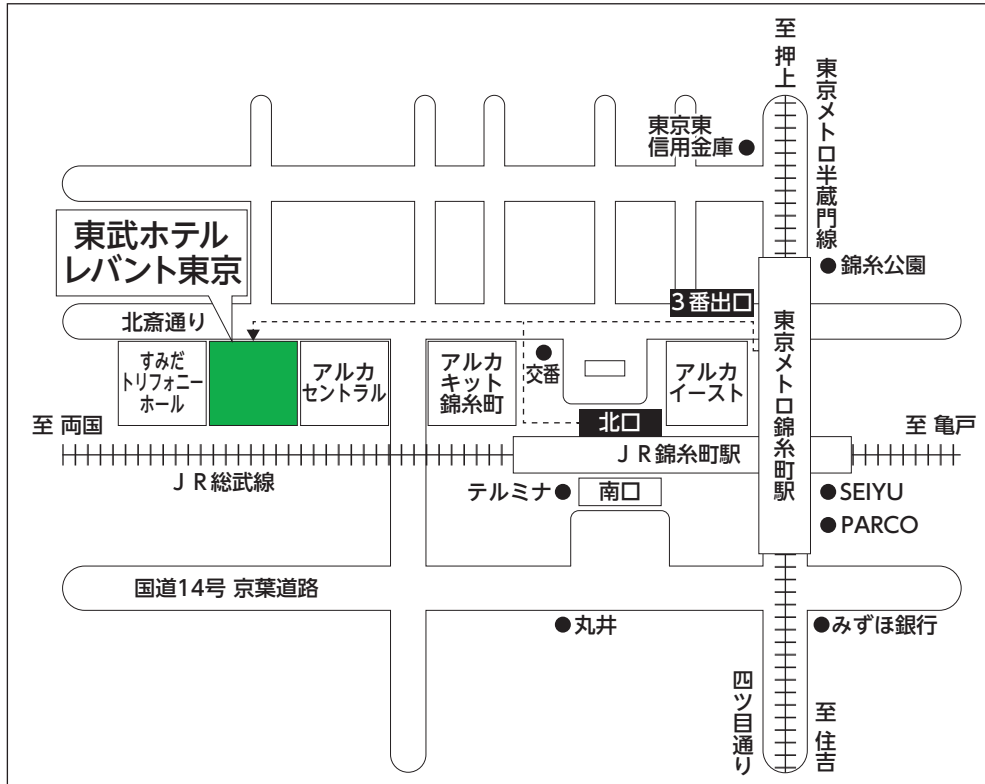
Handwriting practice lines for the character 'メ' (Me).

Each row consists of four horizontal dashed lines, providing a guide for letter height and placement.

There are 15 rows of these dashed lines, intended for repeated practice of the character 'メ'.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都墨田区錦糸一丁目2番2号
東武ホテルレバント東京 3階「龍田」
電 話 03 (5611) 5511



最寄駅

J R 総武線錦糸町駅北口ロータリーを出て北斎通りを両国方面へ徒歩3分。
東京メトロ半蔵門線錦糸町駅3番出口より北斎通りを両国方面へ徒歩3分。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
いただきますようお願い申し上げます。